

午前 11 時 40 分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

○委員長 協議に先立ちまして、議長より挨拶がございます。

○議長 本日はお忙しい中、平成 25 年第 4 回定例会の日程等協議のため、お集まりいただき、ありがとうございます。今定例会も、皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願いを申し上げます。

今定例会の会期につきましては、資料 1 ページにお示ししてございます。前回の議会運営委員会においてお決めいただいたとおり、11 月 29 日から 12 月 19 日までの 21 日間となりますのでよろしくお願いいたします。

以上、はなはだ簡単ではございますが、御挨拶といたします。

○委員長 それでは早速協議に入ります。

ただいま議長からお話ございましたとおり、会期については、11 月 29 日から 12 月 19 日までの 21 日間となりますので御了承願います。

○委員長 次に、委員会付託について議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 お手元に配付の資料 2 ページをごらんください。

議案の委員会付託につきましては、資料右側に記載のとおり、各委員会となります。

なお、議案第 2 号の柏市都市公園条例等の一部改正については、消費税率の引き上げに伴い、関係する条例を改正しようとするものです。総務委員会所管以外の条例改正も含まれておりますが、前回平成 9 年に消費税率が引き上げられた際の例によりまして、総務委員会へ付託いたします。

また、指定管理者の指定の議案の中で、除斥となる議員さんがいらっしゃいます。資料は 3 ページになります。米印の 2 つ目の議案第 10 号ですが、まちづくり公社が指定の相手方となっておりますので、まちづくり公社の評議員であります田中議長、助川議員、それと監事の坂巻議員が除斥となります。除斥の方法ですが、先例により委員会審査及び最終日採決時にのみ除斥を行うこととなります。ただし、今回は付託予定の委員会に所属されている方はおりませんので、最終日の採決時にのみ除斥を行うこととなりますので、御了承願います。また、そのときは議長が除斥となりますので、副議長が議事を進めることとなります。

それから同じページの米印の 3 つ目の議案第 13 号の事務組合の一部を改正する規約の制定については、先例により、委員会付託・討論を省略し、質疑並びに一般質問の最終日に即決する運びとなります。

以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○**委員長** 次に、追加議案について、事務局より説明願います。

○**議事課長** 資料4ページをごらん願います。

追加議案につきましては、人事案件2件が予定されております。この取り扱いについてでございますが、提出された日の日程にのせ、提案説明の後、質疑を一括3問制で行い、委員会付託・討論を省略し、採決する運びになります。

以上です。

○**委員長** ただいまの説明で、さよう御承知おき願います

○**委員長** 次に、決算審査特別委員会の報告についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○**議事課長** 資料5ページをごらんください。

決算関係3議案について、決算審査特別委員会の審査が本日午後の委員会をもって終了する予定でありますので、この件を先例のとおり、定例会最終日に議題としたいと思います。

以上です。

○**委員長** ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○**委員長** 次回は12月12日木曜日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時44分閉会